

リハビリケアセンター東庄  
地域密着型通所介護・介護予防通所介護  
運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社NEXTが開設するリハビリケアセンター東庄(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護にあつては要支援状態)である高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1. 地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。  
2. 介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  
3. 事業の実施に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  
4. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  
5. 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ①名称 リハビリケアセンター東庄
- ②所在地 千葉県香取郡東庄町笹川い757番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ①管理者1名(生活相談員と兼務する場合もある)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ②従業員

- ・生活相談員1名以上(うち1名は管理者と兼務する場合もある)

事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

- ・介護職員1名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- ・機能訓練指導員1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

総じて従業員は、地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ①営業日月曜日から金曜日(12/30~1/3は除く)
- ②営業時間 AM8:30~PM17:30
- ③サービス提供時間 1単位:9:00~12:15 2単位:13:15~16:30

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業の利用定員)

第6条 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業の利用定員は次のとおりとする。

- ・1単位10名、2単位10名

(地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業の利用料等)

第7条 1. 地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業の内容は次の通りとし、また利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該地域密着型通所介護及び介護予防通所介護または総合事業が法定代理受領サービスである時は、その1割～3割の額とする。

1. 日常生活動作の機能訓練
  2. 健康チェック
  3. 送迎
  4. レクリエーション・アクティビティ(介護予防)
2. 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う際に要した送迎の費用は、当施設からの距離数に応じ、15km以上20未満の場合1回200円、20以上の場合1回500円を徴収する。
3. 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った事業の費用は、30分あたり1000円を徴収する。
4. おむつ代は下記金額を徴収する。  
・オムツタイプ150円・リハビリパンツ170円・尿とりパット40円
5. その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費相当額を徴収する。
6. 前各項目の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東庄町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第9条 1. 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
  - ②共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
  - ③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第10条 生活相談員等は、事業の提供を行っている時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第11条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(苦情処理)

第12条 提供した事業に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (身体拘束等の禁止)

第13条 1. 事業者は、指定地域密着型通所介護サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2. 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3. 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

3. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

#### (職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

#### (カスタマーハラスメントへの対応)

第15条 1. 本事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

2. 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。

ただし、これらに限られるものではない。

(1) 暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

(2) 業務の範囲を超える過度又は不当な要求

(3) 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

(4) その他、職員の就業環境を著しく害する行為

3. 本事業所は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

4. 本事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5. カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法の見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行うことがある。

#### (非常災害対策)

第16条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第17条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

2. 虐待防止のための指針の整備

3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施

4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。

3. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等 利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

①業務継続研修及び訓練(感染症) 年1回

②業務継続研修及び訓練(非常災害) 年1回

3. 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 1. 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

また、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修採用後3カ月以内

②継続研修月に1回症例報告会・勉強会

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社NEXTと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年2月1日から施行する。